

総人恩総第 273 号

平成 24 年 3 月 29 日

(別 記) あて

総 務 大 臣

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて（平成18年3月14日総人恩総第204号）の一部改正について（通知）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて（平成18年3月14日総人恩総第204号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので、通知します。

記

別表第7ロの表第7号区分の項に次のように加える。

(5) 平成24年4月1日以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で任期付職員法第7条第1項の俸給表3号俸の俸給月額に相当する額の俸給月額を受けていたもの

別表第7ロの表第8号区分の項に次のように加える。

(4) 平成24年4月1日以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で任期付職員法第7条第1項の俸給表3号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの

別表第9ロの表第9号区分の項に次のように加える。

(18) 平成24年4月1日以後適用されている国立病院機構職員給与規程（以下「平成24年4月以後の国立病院機構職員給与規程」という。）の診療情報管理職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第9ロの表第10号区分の項に次のように加える。

- (16) 平成21年10月1日以後適用されている国立病院機構職員給与規程の療養介助職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であった期間を有するもので、かつ、この期間が120月を超えていたもの
- (17) 平成24年4月以後の国立病院機構職員給与規程の診療情報管理職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの

以 上

(別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長